

タイ高校日本語教員補助員について

タイ王国バンコク市内の高等学校で、日本の大学（院）生が、タイ人の日本語教員の補助員として、一年間タイ王国での生活を体験することができます。

活動への参加は、あくまで希望者の自主的・自発的意思によります。

希望する方には、「日タイ青少年交流委員会」（代表：結城光夫）が、サポートします。手続き等は以下の通りです。

1. 補助員の対象は、大学（院）生及び新卒者です。
*タイ語は、話せなくてもかまいません。初級程度の英会話は必要です。
2. 勤務する期間は、5月～次の年の3月までの概ね一年間です。
3. 渡航費、海外旅行保険、ビザ申請の係る費用は自費となります。
4. 現地の学校から、手当て（月8,000～9,000バーツ）が支給されます。住居についても学校から斡旋を受けることができ、家賃相当額（3,000～4,000バーツ）が支給されます。
5. 任用までの手続き
パスポートを取得してください（コピーを「日タイ青少年交流委員会」へ）。
 - (1) 12月～1月 希望者は、「日タイ青少年交流委員会」へ履歴書（英文）を提出してください。
 - (2) 1月～2月 自費になりますが現地（バンコク）訪問し、高校を訪問し、教員等と面談を通じて、理解を深めてください。
 - (3) 2月～3月 活動に参加する意志が固まったら、高校卒業証明書（英文）及び在学（卒業）証明書（英文）を取得し、タイの高校に郵送してください。
 - (4) 3月 ビザ取得の準備
ア、タイ高校から①招聘状（滞在目的、役職、在職期間、給与記載）、②学校設立許可書（タイ語）が郵送されます。
イ、「日タイ青少年交流委員会」から身元保証書及び保証人のパスポート（コピー）を受け取ります。
ウ、地元警察署から「無犯罪証明書」を取得してください。
エ、航空券の購入（予約）してください。
 - (5) ビザの申請 在日タイ大使館又は大阪領事館ホームページから「ビザ申請用紙」をダウンロードして、必要事項を記入し、

大使館又は領事館で、以下の書類を持参して申請（午前中）してください。

＊問題が無ければ次の日の午後に受け取ることができます。

①パスポート原本とそのコピー、②顔写真（4. 5 × 3. 5 cm）、③航空券（確認書可）、④タイ高校からの招聘状、⑤タイの学校設立許可書、⑥身元保証書及び身元保証人のパスポートコピー、⑦無犯罪証明書

（6）渡 航

5月バンコクに向け出発

＊10月は、学期末の休みとなるので、一時帰国や東南アジア旅行に充てることができます。

6. その他

2011年5月から、大嶋しおりさん（山梨大学卒業）と松岡潤一郎さん（高知大学2学年生）の二人の青年が参加しています。

（問合せ先）

結城光夫 日タイ青少年交流委員会（代表）
（国立青少年教育振興機構理事）

112-0011 文京区千石2-5-2-504

E-MAIL : myyuki48@yahoo.co.jp

MOBILE :090-4393-6245